

保護者様へ

山梨県PTA親子安全会

お子様のおけがの具合はいかがですか。

山梨県PTA親子安全会への申請につきまして、2022年度からの変更点等につきまして説明いたします。

山梨県PTA親子安全会は学校外でのけがにつきまして、お見舞い金を支払う制度です。2022年度からは自転車の自損事故（単独事故）が見舞金支払の対象になると共に証明書料が山梨県PTA親子安全会事務局負担となりました。

①「申請書」について

申請書は、保護者様にご記入をお願いします。

傷害事故の原因・発生状況につきましては、「いつ、どのような状況で、どこが、どうなったか、というように詳細にご記入をお願いします。

②「証明書」について

証明書は治療終了時に病院等に提出してご記入をお願いしてください。2022年度版からは、証明書料の欄が新たに加わりました。

証明書料は保護者様がいったんお支払いいただき、後日、山梨県PTA親子安全会事務局から学校を通じてお見舞い金と証明書料をお支払いいたします。

申請書と証明書が整いましたら、各校のPTA親子安全会を担当している先生に提出してください。

なお、ご不明の点につきましては、各校のPTA親子安全会を担当している先生、または、山梨県PTA親子安全会事務局までお問い合わせください。

山梨県PTA親子安全会事務局

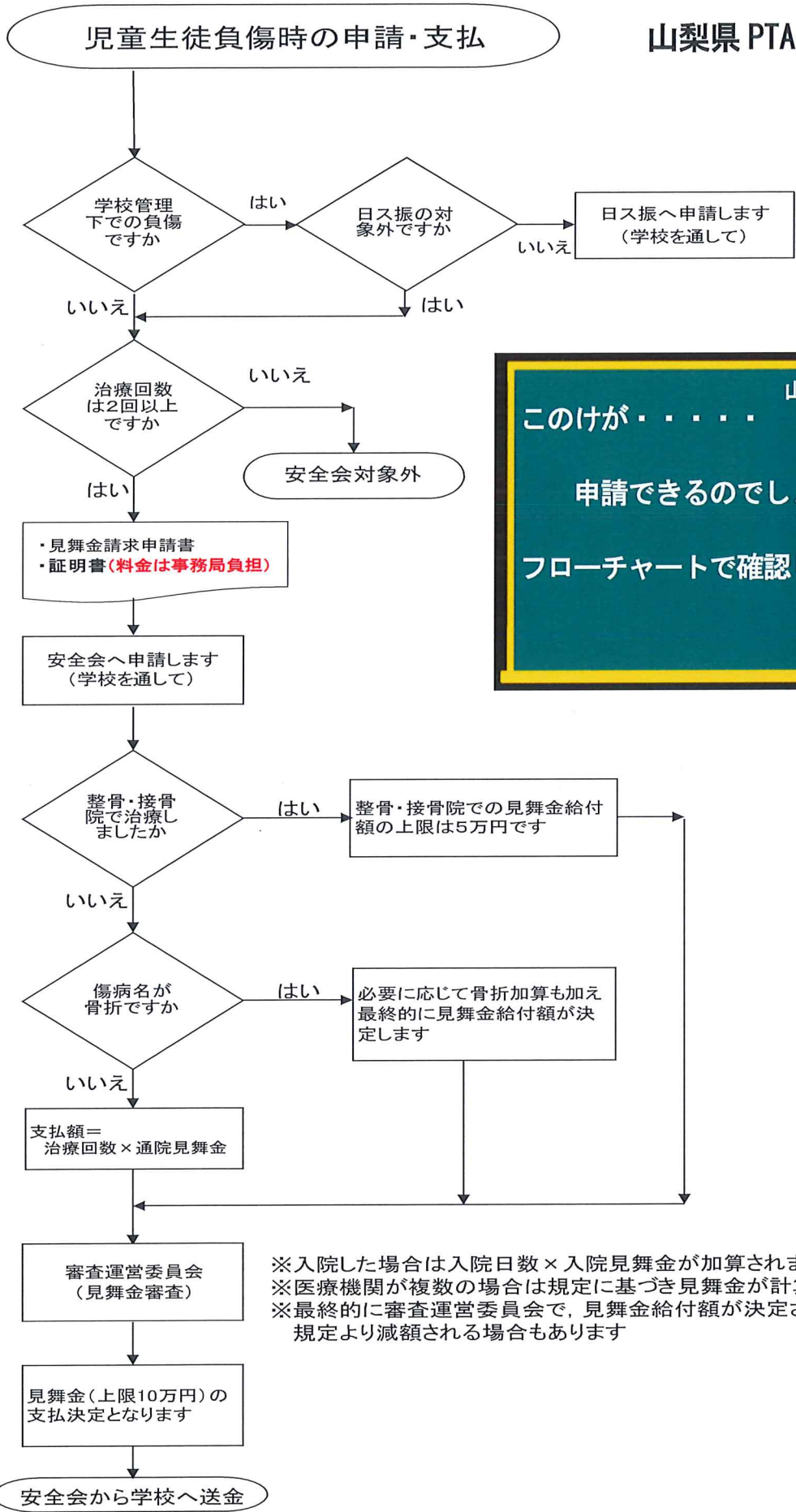
Tel 055-228-1342

Fax 055-228-1289

Mail [info@nasi-pta.chu.jp](mailto:info@nasi-pta.chu.jp)

# 2024年度版

## 山梨県PTA親子安全会



山梨県PTA親子安全会

このけが.....

申請できるのでしょうか?

フローチャートで確認しましょう。

月 日 曜日  
日直

※入院した場合は入院日数×入院見舞金加算されます  
※医療機関が複数の場合は規定に基づき見舞金が計算されます  
※最終的に審査運営委員会で、見舞金給付額が決定されますが、規定より減額される場合もあります

## 親子安全会見舞金制度の手引き

もしも **けが** をしてしまったときは……

親子安全会から **見舞金** が給付されます。

～治療回数が **2回以上** のけがと、死亡の場合

申請により **見舞金** が支払われます～

区分	対象	事由	見舞金額	
死亡見舞金	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外 ※別項（☆見舞金申請のきまり①）参照	10万円	
	保護者・教職員	疾病・傷害を問わずいかなる場合も対象	10万円	
傷害見舞金 【整(接)骨院での治療は5割給付, 上限5万円】	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外	入院	1,500円/1日
			通院	1,000円/1回
	保護者	1 PTA活動中 2 児童生徒対象の社会的行事参加中 (社会的行事: 公的機関の主催共済行事)	入院	3,000円/1日
			通院	1,500円/1回
	教職員	1 PTA活動中 2 児童生徒対象の社会的行事参加中 3 勤務中	入院	3,000円/1日
			通院	1,500円/1回
後遺障害見舞金	児童生徒	後遺障害見舞金支払区分により査定された金額 (但し, 入・通院傷害見舞金と合算して10万円以内)		
	保護者・教職員			

※最終的に審査運営委員会で見舞金給付額が決定されますが、規定より減額される場合もあります。

#### ☆見舞金申請の仕方（ご家庭でいただくこと）

① けがをして、保険診療のきく医療機関で **2回以上治療** した場合は申請ができます。

まず、学校から『PTA親子安全会見舞金請求申請書』と『証明書』の用紙をいただいでください。

② 次に、『PTA親子安全会見舞金請求申請書』の太線内を記入してください。

申請書提出時の学年・組を記入してください。(中学卒業後の申請は中学校3年生時の学年・組を入力)

なお、原因・発生状況は、詳しく記入してください。

③ 『証明書』は、受診した医療機関等に記入を依頼してください。(裏面に趣旨説明を添付 2024年4月より)

証明書料は事務局負担(2022年4月1日施行)です。

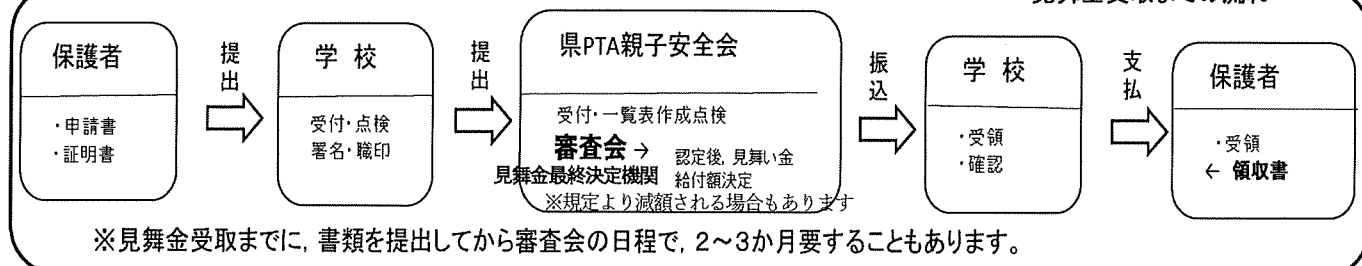
④ ②と③を学校に提出してください。学校から山梨県PTA親子安全会事務局に提出されます。

## 山梨県PTA親子安全会

### ☆見舞金申請のきまり（詳しくは各学校・山梨県PTA親子安全会事務局にお問い合わせください）

- ① 児童生徒は、学校生活中(学校管理下)以外の全てのけがと死亡が、見舞金制度の対象です。  
児童生徒の学校生活中のけがの申請は、『日本スポーツ振興センター』です。
- ② 保護者・教職員はPTA活動中及び児童生徒を対象とした社会的行事参加中等のけがと、死亡（死亡理由を問わず）が対象です。
- ③ 2回以上治療しないと申請できません。一傷害事故について申請は1回です。
- ④ 見舞金の対象期間は、けがをした日から180日間です。
- ⑤ 見舞金の申請は、治療が終わって3か月以内を目安にしてください。  
けがをした日から2年過ぎての申請はできませんので注意してください。
- ⑥ 証明書類は事務局負担（2022年4月1日施行）です。
- ⑦ 次の場合、見舞金は支払われません。  
 (ア)『日本スポーツ振興センター』対象のけが (イ)本人の無免許・飲酒運転及び不正申請等  
 (ウ)地震・噴火・台風等天変地異のけが等 (エ)戦争・争議・紛争等によるけが等  
 (オ)交通事故によるけが（但し、自転車の自損事故のみ見舞金支払の対象となります）

### 見舞金受取までの流れ



### ☆山梨県PTA親子安全会の概要

- ・山梨県PTA親子安全会は、昭和50年（1975年）4月1日に発足しました。
- ・昭和61年度（1986年）定期総会で親子・教職員とも全員加入が、決議されました。
- ・平成20年度（2008年）から、保険業法の適用で見舞金支払規定が変わり、上限10万円です。

- ・PTA全会員の連帯意識で
  - ① 生命安全への意識の高揚
  - ② 事故傷害への見舞金制度
  - ③ 社会的活動実践に向けての下支え
 を推進します。

#### 【会費】

児童生徒・・・年額400円

保護者（一世帯）、教職員（一人）・・・年額300円

山梨県PTA親子安全会事務局（ご不明な点やご質問等ありましたらお問い合わせください。）

〒400-0031 甲府市丸の内3-33-7 ☎055-228-1342

# 扶助会の手引き

## 山梨県 PTA 扶助会

ご不明な点やご質問等ありましたら、山梨県 PTA 扶助会事務局へお問い合わせください。

〒400-0031 甲府市丸の内3-33-7

☎055-228-1342

万一、保護者（会員）が死亡したとき……

### 扶助会から 厚生援助金（一時金）

区分	対象	事由	見舞金額
厚生援助金	保護者	児童生徒の保護者（親権者）である会員死亡 （病気・事故等死亡の理由は問わない）	10万円
弔慰見舞金 （事故死亡の場合のみ）	児童生徒	PTA 活動中による事故死亡 （日本スポーツ振興センターの適用外）	100万円
	保護者 教職員	PTA 活動中による事故死亡	300万円
		児童生徒対象の社会的行事参加中による事故死亡 （社会的行事：公的機関の主催共催行事）	200万円
	教職員	勤務中による事故死亡	100万円

#### ☆申請から受取までの流れ

- ① 学校から扶助会の『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』をいただいでください。
  - ② その『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』の上部太線枠内を記入してください。
  - ③ ②を学校に提出してください。学校から山梨県 P T A 扶助会事務局に提出されます。
  - ④ 弔慰見舞金申請の場合は、行事等の要項を添付してください。
  - ⑤ 扶助会認定委員会（年間9回開催）で認定後給付されます。
  - ⑥ 厚生援助金は、学校の口座に振込まれます。
  - ⑦ 弔慰見舞金は、受取人の指定された口座に振込まれます。
- ※厚生援助金と弔慰見舞金の重複支給はありません。

#### ※ 次の場合は支払われないことがあります。

- (ア) 山梨県 P T A 親子安全会の会員としての会費を納めていない者
- (イ) 給付金発生の事由が発生してから正当な理由なく2年以上給付金の申請がなかった時
- (ウ) 給付受取事由が受取人の犯罪行為に起因する時
- (エ) 地震・噴火・台風・その他これに類似の天災に起因した事故による死亡（ただし、P T A 会員として、救出作業に従事時の災害事故は除く）
- (オ) 戦争・争議・紛争等動乱に起因した傷害事故による死亡
- (カ) 1事故1団体への給付金が5,000万円を超えた場合、その超えた部分
- (キ) 原資金がなくなった時

#### ☆山梨県 P T A 扶助会の概要

- ・ 山梨県 P T A 扶助会は、山梨県 P T A 親子安全会旧制度の積立金を原資として、平成20年(2008年)4月1日に設立されました。
- ・ 会員は、山梨県 P T A 親子安全会の全会員が対象です。（扶助会としての会費は無料です。）
- ・ 目的は、(1) 保護者が死亡した場合に、残された児童生徒のための厚生援助  
(2) P T A 活動中、社会的行事参加中等の事故により死亡した場合の弔慰見舞金  
  - ※(1)厚生援助金、(2)弔慰見舞金とも対象者一人当たりの金額です。
  - ※弔慰見舞金はいずれも病気死亡は除きます。
- ・ 扶助会と親子安全会は別組織です。親子安全会の死亡見舞金とは別に支払われます。

令和6年4月17日

保護者 各位

河口湖南中学校  
PTA会長 志賀 隆昌  
校長 原田 孝雄  
(公印省略)

### PTA親子安全会会費納入について(お願い)

新緑の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、標記の件ですが、親子安全会は昭和50年に発足して以来、現在では全国のPTAで制度化されています。生徒の学校管理下以外のすべての傷害と死亡全般が、安全会の対象となります。また、保護者のPTA行事参加中の事故傷害に見舞金が支給される互助制度です。  
前年度も全国において多数の傷害、死亡事故に見舞金が支給されています。  
全員加入制度ですので、以下のPTA親子安全会加入申し込み確認票に会費300円を添えて学級担任に提出してください。なお、詳しい内容については、山梨県PTA協議会HPに掲載しております「親子安全会・扶助会より」を参考にして下さい。

- ・ 生徒一人当たり 年間400円 (組合で全額負担)
- ・ 保護者一世帯当たり 年間300円 (保護者自己負担)

#### ○ 申し込みの方法と注意事項

- (1) 子どもが何人いても保護者分として300円を納入します。
- (2) **小学校に弟・妹がいる家庭では、小学校で申し込んでください。**
- (3) 中学校のみ兄弟姉妹がいる家庭では、下級学年で申し込みます。
- (4) 保護者で小・中学校の教員の方は、勤務校で申し込みます。
- (5) 5月1日(水)までに、以下の加入申し込み確認票に300円を添えて担任に申し込んでください。

..... キ リ ト リ セ ン .....

### PTA親子安全会加入申し込み確認票

※ 該当する 1～4 のいずれかを、○で囲んでください。

- 1 保護者分300円を添えて、申し込みます。
- 2 小学生の弟・妹 ( \_\_\_\_\_ 小学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 ) がいるので、小学校で申し込みます。
- 3 中学校に妹・弟学校名がいるので、妹・弟 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 略 \_\_\_\_\_ ) で申し込みます
- 4 保護者が ( \_\_\_\_\_ ) 学校の勤務なので、そちらで申し込みます。  
(私立学校及び県立学校は除きます)

生徒氏名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

◆自転車の安全な利用について、学校でも計画的に指導を行います。ご家庭でも、ご指導頂きますようお願いいたします。

## 守ろう 自転車安全利用五則（ごそく）

### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

例外：普通自転車の歩道通行

- 歩道通行可の標識がある歩道
- 13歳未満の子ども  
70歳以上の高齢者  
体の不自由な方
- 車道通行が危険な場合  
など

### 2 車道は左側を通行



自転車は「車両のなかま」です。

### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りも徐行



歩道は歩行者優先、歩行者の安全が第一、歩行者の妨げになるときは、一時停止しましょう。

### 4 安全ルールを守る

●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



●夜間はライトを点灯

自転車の側面に反射材をつけましょう。

●交差点での信号遵守と  
一時停止・安全確認

交差点では、車両の有無と右左折の動きを確認しましょう。

### 5 子どもはヘルメットを着用

幼児・児童の保護者の方は、幼児・児童が自転車に乗るときには必ず乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

幼児・児童以外の方も乗車用ヘルメットをかぶるようにしましょう。



自転車安全利用

5 則

☆自転車も車両、横断歩道は歩行者優先です。

☆傘をさしながらの運転・携帯電話を使用しながらの運転はできません。

# 自転車利用者のヘルメット着用努力義務化!

～令和5年4月から～

皆のもの～、  
自転車に乗るときは、  
ヘルメットをかぶろうマル!



## 【改正道路交通法第63条の11】

### ① 自転車の運転者等の遵守事項

- (1) ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- (2) 他人を同乗させる場合は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

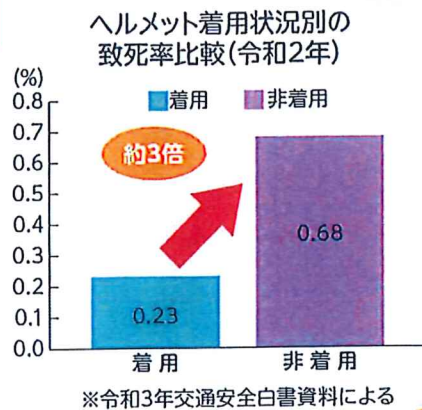
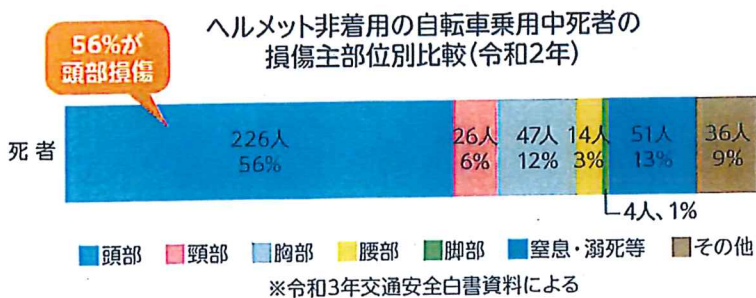
### ② 保護者の努力義務

児童、幼児が自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

※ヘルメットは正しく着用しましょう。



ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べ約3倍も高くなります



山梨県自転車交通安全  
ロゴマーク



山梨県・山梨県警察・山梨県交通対策推進協議会



# 河口湖南中学校PTA会則

## 第一章 総 則

- 第1条 この会は、河口湖南中学校PTAと称し、事務局を河口湖南中学校におく。
- 第2条 この会は、河口湖南中学校生徒の福祉増進を願う保護者と教師の相互信頼と協力によって学校教育の振興を図ることをもって目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。
- ① 生徒の福祉及び学校教育振興のために協力すること。
  - ② 地域社会の社会教育の振興に協力すること。
  - ③ 会員の研修ならびに相互の連絡提携に関すること。
  - ④ 生徒の奨学表彰・教育功労者の表彰に関すること。
  - ⑤ その他本会の目的達成のため必要なこと。

## 第二章 組 織

- 第4条 この会は、河口湖南中学校生徒の保護者ならびに教職員をもって組織する。
- 第5条 この会の目的のため総会・役員会・学年総会・学年委員会（専門部会）及び執行部会・顧問会をおく。
- ① 総会は、全会員をもって組織する。
  - ② 役員会は、会長・副会長・学年委員・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任をもって組織する。
  - ③ 学年総会は、学年ごとに在籍する生徒の保護者と学年担当教師をもって組織する
  - ④ 学年委員会・専門部会は、各学年役員と担当教師をもって組織する。
  - ⑤ 執行部会は、会長・副会長・学年委員長（専門部長）で組織する。
  - ⑥ 顧問会は、会長・副会長・歴代会長で組織する。但し、歴代会長は退会2年以内とする。
- 第6条 この会に事業推進のための専門部をおく。  
専門部は、1年：広報部 2年：保健体育部 3年：生活指導部とする。

## 第三章 役 員

- 第7条 この会に次の役員をおく。
- 会長1名 副会長7名（内各地区より男女1名・1名は学校長とする）  
学年委員長（専門部長）（各学年1名） 監事3名（学年委員長3名が当たる）  
学年副委員長（副専門部長）（各学年1名）  
学年委員（当該学年に所属する学級役員が当たる）  
顧問（若干名） 事務局（若干名）
- 第8条 役員は下記によって選出する。
- ① 学年委員は、河口湖南中学校PTA学校委員選挙規定によって選出する。
  - ② 会長の選出は、前年度の役員会において推薦し、総会において承認を得る。  
副会長は、PTA会員より役員会において選出し総会において承認を得る。  
副会長の6名は、船津・小立・鳴沢・大嵐の4地区より男女各1名を選出する。  
ただし、会長選出地区と大嵐地区からはどちらか1名とする。
  - ③ 監事は、学年委員長が兼ねる。
  - ④ 学年委員長・副委員長は、学年委員の互選による。
  - ⑤ 執行部員・顧問は、会長がこれを委嘱する。



- 第22条 本会則の変更は役員会において原案を審議し総会において決定する。  
第23条 執行部会は、必要に応じて会長が召集し会全体の運営等に必要な事項について審議する。  
第24条 顧問会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

この会則は、昭和38年4月1日より施行する。  
この会則は、昭和39年5月一部改正施行する。  
この会則は、昭和43年5月15日一部改正施行する。  
この会則は、昭和46年3月10日一部改正施行する。  
この会則は、昭和63年4月26日一部改正施行する。  
この会則は、平成2年4月27日一部改正施行する。  
この会則は、平成8年2月16日一部改正施行する。  
この会則は、平成22年4月27日一部改正施行する。  
この会則は、平成30年5月2日一部改正施行する。

## 河口湖南中学校PTA役員選挙規定

- 第1条 本規定は、河口湖南中学校PTA学校委員の選出方法について規定するものである。  
第2条 PTA役員は、学級別に全会委員の選挙によって選出する。  
第3条 選挙は原則として年度始めに行い、前会長及び会長内定者の責任のもとに事務局が選挙事務を取り扱う。  
第4条 役員の定員は、各学級から2名（男女各1名）とする。  
第5条 本規定の改正を要する時は、役員会の決議により改正することができる。

本規定は、昭和46年4月1日より施行する。  
本規定は、平成8年2月16日一部改正施行する。  
本規定は、平成20年4月10日一部改正施行する。  
本規定は、平成22年4月28日一部改正施行する。  
本規定は、平成30年2月21日一部改正施行する。

## 河口湖南中学校PTA感謝状贈呈規則

- この規則は、本会の会務に尽力され、また学校教育の進行に貢献した者に感謝状を贈り、謝意を表すことを目的とする。
- 次の各号の一つに該当するときは、感謝状を贈り謝意を表す。
  - ①会長副会長として会務に尽力した者。
  - ②著しい功績がありと役員会で認められた者。
- 前項の①については被贈呈者の総意によりこれを辞退することができる。
- 感謝状と合わせ記念品を贈る。
- 感謝状は定期総会において贈呈する。
- この規則の改廃は役員会で行う。
- この規則は、昭和46年4月1日より施行する。  
平成26年2月26日改正

